



有識者が語る

企業経営にも関わる自然・生物多様性の問題とは～TNFDフレームワークの内容と実務対応～（前編）



CPD

有識者が語る

企業経営にも関わる 自然・生物多様性の問題とは ～TNFDフレームワークの内容と実務対応～（前編）



アセットマネジメントOne株式会社
運用本部 スチュワードシipp

（モデレーター）

日本公認会計士協会 研究員

つるの ともこ
鶴野 智子

推進グループ

ESGアナリスト

いけはた ゆうき
池畑 勇紀

環境省 自然環境局 自然環境計画課

生物多様性主流化室 室長

はましま なおこ
浜島 直子

キリンホールディングス株式会社

常務執行役員

みぞうち りょうすけ
溝内 良輔

TNFDタスクフォースメンバー

農林中央金庫

エグゼクティブ・アドバイザー

ひでしま ひろたか
秀島 弘高

2023年9月、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）はフレームワークの正式版を公表しました。本フレームワークは、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に次ぐ環境分野の財務情報開示のフレームワークであり、このTNFDフレームワークに沿った開示が今後広がることを見込まれます。こうした中で、企業は生物多様性を含む自然（ネイチャー）と企業の事業活動の関連性の理解を深めていく必要があります。

そこで、その理解の促進を目的として、TNFDタスクフォースメンバー・事業会社・投資家・政府という四つの異なる立場の方をお招きして、TNFDフレームワークの内容及び企業や金融機関における対応についてのお話を伺いました。その内容を前編と後編の2回にわたってお届けします。

※ 座談会は2023年11月上旬に実施しました。

はじめに

鶴野 TNFDフレームワークが公表され、これから企業が開示の準備をしていくという状況にある中、公認会計士としては、外部監査人として独立した第三者の立場から関わる面と、組織内会計士や社外役員会計士として所属会社の立場から関わる面の両面があります。そうした中で、自然及び生物多様性になぜ取り組まなければならないのか、何を開示しなければならないのか、どのように取組を始めたらよいのかといった点について、生物多様性に関する深い知見を有されている皆様からお話を伺いたいと思っております。まずは自己紹介をお願いいたします。

池畑 アセットマネジメントOne株式会社の池畑です。ESGアナリストとして投資先企業とのエンゲージメントでの対話や、議決権行使業務に従事しているほか、今回のTNFDのような国際的なイニシアチブの窓口も担当しております。当社も2022年12月に、TNFDのLEAPアプローチ¹による試行的開示を行いました。まだ試行錯誤の中におりまして、今日は皆様の最先端の知見を伺いながら、一緒に考えていきたいと思っております。

池畑 勇紀 氏



浜島 環境省の浜島です。生物多様性の主流化、すなわち、当たり前化に向け、「いだらぽじー」というネイチャーポジティブ²のイメージキャラクターを作って普及啓発を行ったり、企業の皆様の声を伺って一つ一つ政策に落とし込んだりしています。特に、霞が関の中で唯一、地球益を考える役所として、目下、ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて取り組んでおります。本日はよろしく申し上げます。

溝内 キリンホールディングス株式会社の溝内です。当社は食品業界の企業ということで、従来から生物資源の課題に取り組んでおりましたが、TNFDでは、当社の考え方をLEAPアプローチという便利な枠組みで表現してくれました。2022年7月に公表した環境報告書でこの枠組みを用いて開示したところ、TNFDの事務局からは世界初の取組だと賞賛されました。生物多様性は食品業界からすると非常に重要な課題であり、多くの関係者の皆様にもご理解いただけるよう発信したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

秀島 農林中央金庫の秀島です。農林中央金庫という組織自体、第一次産業である農林水産業の協同組合の皆様から資金提供を受け、運用している組織であり、農林水産業の基盤である自然資源に関する課題は従来から意識しているところです。2022年11月からはTNFDタスクフォースのメンバーとしても携っております。本日はよろしく申し上げます。

自然・生物多様性の検討の必要性

鶴野 自然・生物多様性についてまだ検討を始めていない企業も多くあるのではないかと思います。キリンホールディングスで自然・生物多様性に関する取組が始められたきっかけをお伺いできますで

しょうか。

溝内 一つのきっかけは、2010年に名古屋で開催されたCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)になります。それまでも、原料である紅茶葉やブドウ、ホップ等が、気候変動や生物資源保護の問題の影響を受けておりましたので、それぞれ個別の検討は行っていましたが、COP10で世界的に注目されたことを機に、生物資源についての組織的な取組を開始しました。

鶴野 会社のマネジメント層の理解が得られないので、自然に関する検討が進まないといった話をよく聞きますが、そうしたご苦労はありませんでしたか。

溝内 特に当社の場合、例えば「午後の紅茶」については「紅茶葉の産地はスリランカです」といったように場所でブランド化しているので、スリランカの紅茶葉産業が衰退してしまうとブランド資産に関わってしまうわけです。ですので、ブランド力の維持、収益維持のために取り組まないといけないという考えがもともとありました。例えば、ブルゴーニュワインについても、「ブルゴーニュ」と呼ぶ以上、ブルゴーニュではない地域で採れたピノノワールを原料として使用すると、たとえブルゴーニュのワイナリーが生産したとしても、それはブルゴーニュワインとは言えません。そうした代替が利かないものを扱う際には、自然・生物多様性の保護は重要となってきます。

浜島 生物多様性が豊富である方が紅茶葉にとってもよいのでしょうか。

溝内 おっしゃるとおりです。例えば、農地環境として生物が多様である方が農業や肥料も少量で済み、また、より自然な形で昆虫や鳥が害虫を捕食する等、コストも削減できて、商品価値もさらに上がっていきます。

鶴野 自然・生物多様性は一部の企業に関連する問題であり、多くの企業には関



連しないという考えを持たれる方が多いと思います。食品や飲料業界は、自然との接点分かりやすい一方で、他業種では関係性を見出すのが難しいのではないかと思います。浜島さんは様々な企業の方と対話されている中で、どのように感じられていますか。

浜島 もちろん、食品や飲料業界は分かりやすいという側面がありますが、少し視点を変えて、例えば水はどこから来ているのかということを見ると、それは水道局からではなく自然の中の森や海、川の生き物の営みから出ているもので、水1滴でさえ、自然がないとどの企業も手に入れることができません。そう考えたときに、濃淡はあるかもしれませんが、全ての企業が自然資本に依存しています。

浜島 直子 氏



その考え方の下で、冒頭申し上げたとおり、環境省として現在、ネイチャーポジティブ経済の実現を目指しているわけですが、これを実現するために必要なのは植林のような活動に限られません。気温が2度上がれば陸域の生態系の2割が絶滅の危機に瀕すると言われておりますので、カーボンニュートラルに向けた取組も必要となってきます。

現状、TCFDに取り組まれている企業

もかなり多いですが、温室効果ガス排出量を減らすということ自体が目的ではなく、住みよい地球、住みよい日本、住みよい地域とすることが目的であり、カーボンニュートラルはそのための手段の一つのほうです。こうした目線に立てば、全ての企業に自然・生物多様性という課題は関わってくるのだという考えになるのではないのでしょうか。

鶴野 ありがとうございます。続いて秀島さんはいかがでしょうか。

秀島 当社は第一次産業に依存している金融機関だということで、その点、自然・生物多様性の課題について取り組むというのは分かりやすいのですが、実は、全社的な課題として取り組むというのは結構難しいと感じます。というのも、資金提供は第一次産業から受けているものの、資産側の主だった投融資は大企業向けや有価証券なのです。投融資業務を担っている人には第一次産業との直接的なつながりを探るのが難しく、投融資をした結果が自然資源に悪影響を与えることになっていないかどうかの確認が難しい状況でした。このような状況でしたので、TNFDのようなフレームワークによりこれらの影響を少しは把握できるようになるのではないかと考えています。

こうした話をしていると、「ああ、自然を保護する話だね」といった反応もありますが、以前、「自然というのは、いずれにしても何らかの形で残っていきます。問題は、その何らかの形になったときに人間が生存できるのか、ということなのです」という話を聞いたことがあります。つまり、この問題に取り組むということは、自然を守るということではなく、人類を守る、人類が滅亡するかもしれないような自然環境にならないようにするにはどうしたらよいか、あるいはそこまで極端ではない言い方をすると、自然が変化しても人類が今

の生活スタイルに可能な限り近い形で維持できるかどうかにはチャレンジする取組なのではないかと感じます。

浜島 人間は、ゼロから何かを生み出すことは基本的にできず、何か地球上の資源を移転させたり加工したりして今の暮らしを成り立たせているので、秀島さんのおっしゃるとおり、ある意味でこの問題は、人間自体のリスクマネジメントだとも言えると思います。

鶴野 ありがとうございます。池畑さんは資産運用会社のお立場から自然・生物多様性に取り組む必要性についてどのようにお考えでしょうか。

池畑 当社では、資産運用会社として取り組むべき環境・社会課題、いわゆるマテリアリティを特定しており、「気候変動」、「生物多様性と環境破壊」、「人権と健康、ウェルビーイング」の三つのフォーカスエリアを設定しました。

この中の「生物多様性と環境破壊」のリスクにに取り組む中で、我々の経済活動の約半分が自然資本に依存しているということや、経済活動で自然資本を使うことにより急速に自然が失われていることを把握しました。一方で、自然資本をポジティブに変えていく中では、新たな雇用創出や大きな事業機会があることも把握しました。これらを踏まえると、投資家としては、TNFDに早期に対応して、投資先企業がどのようにこうしたリスクや機会に結びついているのかを把握することが私たちの投資アイデアやリターンに結びつくことになると考えています。

自然・生物多様性について会社としてなかなか取り組めないといった話の要因の一つとして、企業活動と生態系サービスの結びつきというのがなかなか分かりにくいことがあると思います。昨年、分析ツールを用いて、自社の資産と生態系サービス、自然資本の分析をしましたが、

全体として事業活動と自然資本は結びついているものの、一つ一つの接点が小さいことが多いということが判明しました。それが、企業にとってもこの問題に取り組みづらい要因になっているのではないかと思います。半導体を例にとると、原料に天然資源も使用されていますし、その製造においては清潔な水と空気を必要とします。また多くの工場はその周辺の森林により土砂災害や暴風雨など局所災害から守られているといったような様々な生態系サービスの恩恵も受けています。一方で、原材料の採掘や生産活動で生まれる排水・廃棄物など、自然に負の影響を与える可能性がある活動もあります。

もう一点、企業にとって取り組みづらい要因としては、自社の事業活動のみならず、バリューチェーン全体を考慮して対応が求められているという点です。これは企業にとって難しいことですが、原材料の調達から製品・サービスの提供までを考えると、少なからず自然資本が事業活動に結びついていることが分かります。

投資家という立場としては、エンゲージメントの中でこうした課題を早期に取り上げて、投資先企業に対応してもらう必要があると認識しています。当社のような資産運用会社のビジネスで大きな割合を占めるのは、年金のように長期にわたって積み立てられた資金をお預かりし、運用してお客様にお返しするというものです。経済活動による環境破壊が続いた結果、将来お客様が受け取られる時点で、持続性のない社会になってしまっているのは元も子もないと感じます。受益者保護の観点からも、自然・生物多様性の課題について取り組むことは重要だと考えています。

TNFD提言のポイント

鶴野 2023年9月に公表されたTNFD

提言のポイントを、まず秀島さんから教えていただきたいと思います。特に、TNFDの特徴は何でしょうか。

秀島 実践的な内容であるという点が大きな特徴として挙げられます。その一つ目の面としてTNFDはTCFDにおける四つの柱と11の開示提言を踏襲し、それに自然に特有の三つの開示提言を追加しています(次頁の図表1参照。追加されている三つが赤枠部分)。まず、特に海外において、自然保護地域の近隣に先住民族の居住地があることが多く、その方々とのエンゲージメントが重要であるため、先住民族も含むあらゆるステークホルダーとのエンゲージメントの方法を記載いただくことが「ガバナンス」のCに追加されています。また、自然においては場所が重要になるため、直接、操業において資産や活動がある場所を(可能な場合には優先地域で操業している上流と下流の場所も)開示することが「戦略」のDで追加されています。さらに、「リスク管理」に関して、気候変動では一つの項目で開示することを求めています。TNFDでは直接操業とバリューチェーンの分析を別個の項目としています。



秀島 弘高 氏

二つ目の実践的な面として、TCFDや国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は

シングルマテリアリティ、EUの開示基準はダブルマテリアリティを採用している一方で、TNFDはどちらのマテリアリティの考え方を採用してもよいという位置づけにしています。その代わりに、採用するマテリアリティに関する説明を求めています。

実践的な面の三つ目として、とにかく開示を始めることが重要であるというスタンスに立ち、全項目を最初からいっぺんに開示しなくてもよいことにしています。一方で、わずかな開示だけで「TNFD開示をしています」と言うのはグリーンウォッシュになりかねないため、どこまで行えばよいのかについてもガイダンスを作成し、七つのステップを示しています。その中で重要なステップは五つあり、①一部の項目でも開示していること、②将来的に開示の範囲を拡大していく計画を策定すること、③計画と実際の開示を比較し、必要に応じて計画を修正するプロセスを確立すること、④取締役会の承認を得ること、⑤TNFDのウェブサイトへ登録することというものになります。これら五つを満たすことで、TNFD開示を採用したものと言うことができます。

また、TNFDは財務諸表との同時開示は求めていませんが、毎年、定例的に開示していくことを求めています。

鶴野 TNFDがTCFDの11個の開示提言を踏襲しているのので、TCFDに基づいて構築していた社内体制を効率的に自然に広げて整理できることは、実務担当者にとっても分かりやすいですね。続いて、池畑さんから、TNFDを踏まえて、投資家として企業に期待するポイントを教えてくださいませんか。

池畑 投資先企業には、まず自分のビジネス活動や資産と自然資本や生物多様性がどのような接点を持っているかについて、重要なものを特定して開示することをお願いしています。特に、先ほど秀島さんがおっしゃっていたように、自然において



図表1 TNFD開示提言

TNFD開示提言

ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	測定指標とターゲット
<p>自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。</p>	<p>自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的なインパクトを、そのような情報が重要である場合に開示する。</p>	<p>組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けし、監視するために使用するプロセスを記載する。</p>	<p>自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を評価し、管理するために使用される測定指標とターゲットを開示する。</p>
<p>開示提言</p> <p>A. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する取締役会の監督について説明する。</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。</p> <p>C. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に対する組織の評価と対応において、先住民、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する。</p>	<p>開示提言</p> <p>A. 組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会について説明する。</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えた影響、および移行計画や分析について説明する。</p> <p>C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。</p> <p>D. 組織の直接操作において、および可能な場合は優先地域に関する基準を満たす上流と下流のバリューチェーンにおいて、資産や活動がある場所を開示する。</p>	<p>開示提言</p> <p>A(i) 直接操作における自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する。</p> <p>A(ii) 上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けするための組織のプロセスを説明する。</p> <p>B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するための組織のプロセスを説明する。</p> <p>C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する。</p>	<p>開示提言</p> <p>A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、重大な自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する。</p> <p>B. 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用する測定指標を開示する。</p> <p>C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。</p>

出所) TNFD最終提言のエグゼクティブサマリー（日本語訳）4頁（赤色部分は筆者加筆）

は場所が重要であり、分析する際には事業活動のロケーション情報が必要になるため、それをリストのような形で開示いただけると助かります。

また、企業がよくENCORE等のツールを活用して、ヒートマップを作成して開示しているケースがありますが、結果をそのまま開示するのではなく、自らの基準で重要性評価をした上で、その理由を記載いただきたいです。例えば、ある電力会社では、事業の前提となる発電所の立地や設備、法令・自治体との協定などを踏まえて評価を行い、ヒートマップと併せてその評価理由を一覧表で開示していたので、納得感が高いという印象がありました。

そして、ネイチャーポジティブに向かった事業機会についても積極的に開示してほしいと感じます。私たちは投資家として、単にリスクのある企業や事業への投資を抑制するだけでなく、ネイチャーポジティブの社会への移行の中で機会を見出し、投資することによって資金の流れを作りたいと考えています。昨今、環境・社会に優しい製品・サービス群の売上構成比を開示する企業が増えていますが、その中に生物多様性と自然資本の分野を含めて、企業価値向上のストーリーをアピールしていただきたいと思っています。

鶴野 今は、数値やシナリオ分析までを求めている段階ではなく、まずはロケー

ションのような質的な情報を開示してくださいということですね。

浜島 「一生懸命開示しても、それを一生懸命見てくれる投資家はどれだけいるのか」ということを企業の方から聞かれることがあります。投資家側の意識についてはどのように認識していますか。

池畑 投資家も自然や生物多様性への依存と影響、機会について知見を深めている中にありますが、TNFDフレームワークやLEAPアプローチをうまく活用して、自然資本と企業価値の結び付きを意識した記載が増えてくれば、投資家の注目度も高まってくると思います。

溝内 当社は毎年1回、アメリカとヨー

ロッパの投資家との対話を行います、特にヨーロッパの投資家とのエンゲージメントの中のかなりの部分はサステナビリティになってきています。



溝内 良輔 氏

日本は、まだ残念ながらエンゲージメント担当の方と証券アナリストの方の温度感が異なる印象はあるものの、証券アナリストからも最近ではプラスチック問題の話が出てきたりするので、大分状況は変わってきていると思います。

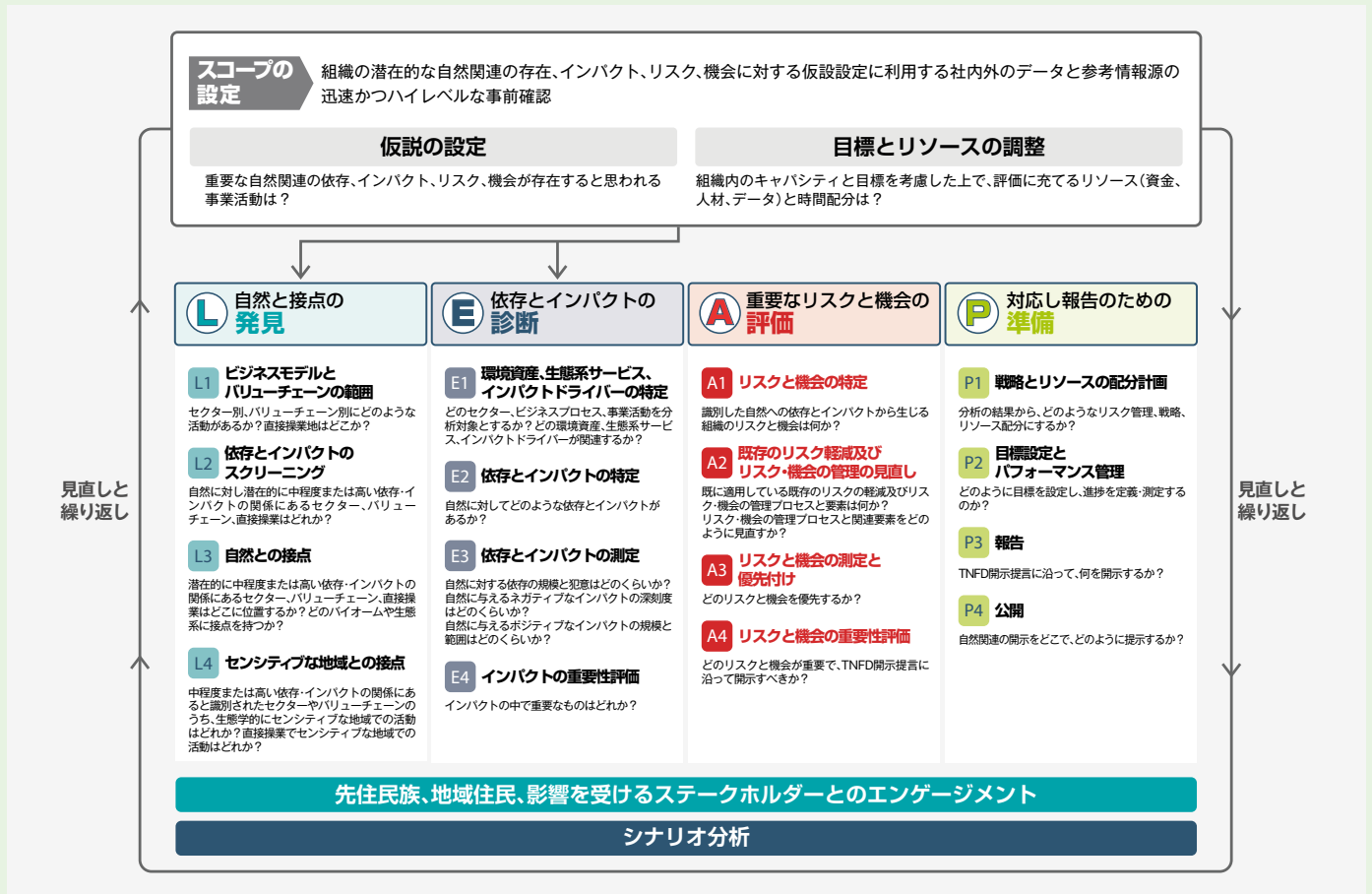
秀島 2023年10月に東京で開催された「PRI in Person」でもTNFDに関するセッションが設けられていて、責任投資原則に署名する投資家は自然も意識する方向になってきているように思います。

鶴野 続いて溝内さんにLEAPについてお話を聞きたいです。TNFDが2023年9月に公表したLEAPのガイダンスは300頁近くあり、その分量に途方に暮れてしまう担当者も多いと思います。これから始める企業にアドバイスをいただけますでしょうか。

溝内 LEAPのガイダンスは教科書ではなく、参考書として見ていただければよいのではないかと思います。当社が2022年に開示したLEAPアプローチの内容は非常にハイレベルで、スリランカの紅茶と、日本のワイン用ブドウ、オーストラリアの工業用水の三つについて数行で記載している程度です。まずは、LEAPの概括を理解する程度のところから始めて、ハイレベルに課題を整理してみるとよいと思います。LEAPの枠組みはそれほど複雑ではなく、外部に説明する際にも使いやすいフォーマットだと考えています。

池畑 LEAPアプローチに取り組むと考え方が整理されますよね。LEAPアプローチはTNFDでも必須のプロセスではありませんが、取組を充実させていかなければいけないポイントが明確になったりす

図表2 LEAPアプローチ



出所) TNFD最終提言72頁を基に作成



るので、とても有用なアプローチだと思います。

鶴野 続いて浜島さんから、投資家からの要請でTNFDが要求されて動いてくるという流れと、政府からの動きの関係性について教えていただけますか。



鶴野 智子 氏

浜島 国際的には、2022年12月に新たな生物多様性に関する世界目標である

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。2030年に向けたターゲットが全部で23個ありますが、その中のターゲット15で、締約国は企業の情報開示を促進・奨励することを求めており、その情報開示の中にはTNFDも想定されています。

この「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえて、日本国として「生物多様性国家戦略」を2023年3月に閣議決定しましたが、その中でも情報開示を国として促進していくということが記載されています。

しかし、国際的な条約や国の文書に記載してあるからということ以前に、市場からの要請で情報開示をせざるを得なくなっています。現に、気候変動の方では既にそのような状況になっています。これは、座礁資産への投資は避けなければならないといった、金融機関の方々の危機感から生まれたものと理解していますが、自然・生物多様性においても気候変動と


同様に、国の規制がどうかという以前に、マーケット自体のリスクマネジメントとして、企業の開示が進んでいくものと思っています。

鶴野 詳細に説明いただき、ありがとうございました。

（次号では後編として、TNFDに対する企業・金融機関における具体的な対応についてお伺いした内容をお届けします。）

〈注〉

- 1 LEAPアプローチとは、TNFDが提案する自然関連の課題を特定・評価するアプローチのことをいう。
- 2 ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、反転させることをいう。

	教材コード	J 0 2 0 8 5 8
	研修コード	2 3 0 1
	履修単位	0.5 単位